

訂正発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

訂正発行者情報

2024年5月10日

株式会社伸和ホールディングス
(Shinwa-holdings Co., Ltd.)

代表取締役社長 佐々木 稔之

北海道札幌市西区二十四軒二条三丁目2番36号

011-624-7871

取締役管理本部長 大野 誠

アイザワ証券株式会社

代表取締役社長 藍澤 卓弥

東京都港区東新橋一丁目9番1号

<https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html>

03-6852-7726

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社伸和ホールディングス

<https://shinwa-holdings.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1 【訂正発行者情報の公表理由】

当社は、2024年3月期の期末決算手続きを進める中で、過年度決算（2021年3月期から2024年3月期中間）において、繰延税金資産に係る一時差異の集計並びに繰延税金資産計上額が誤っていることが判明しました。

このため、当社は、過去に提出済みの発行者情報等に記載されております連結財務諸表等で対象となる部分について、訂正することといたしました。具体的には、対象年度の連結貸借対照表のうち、繰延税金資産等の訂正を行っております。また、対象年度の連結損益計算書のうち、法人税等調整額等の訂正を行っております。

これらの決算訂正により、当社が2023年12月27日に提出しました第18期中間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）に係る発行者情報の一部を訂正する必要が生じたので、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第2項の規定に基づき、発行者情報の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第6【経理の状況】

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

第6【経理の状況】

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

第6【経理の状況】

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

③【中間連結株主資本等変動計算書】

第6【経理の状況】

【注記事項】

(セグメント情報等)

第6【経理の状況】

【注記事項】

(1株当たり情報)

3 【訂正箇所】

訂正箇所については、訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正後の発行者情報へ下線を記し、表示しております。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第17期 (中間)	第18期 (中間)	第16期	第17期
決算年月		自2022年4月1日 至2022年9月30日	自2023年4月1日 至2023年9月30日	自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日
売上高	(千円)	2,652,499	2,801,706	3,993,991	5,359,665
経常利益	(千円)	126,038	71,636	165,899	273,725
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	(千円)	<u>66,005</u>	<u>50,158</u>	<u>14,154</u>	<u>138,465</u>
中間包括利益又は包括利益	(千円)	<u>66,005</u>	<u>50,158</u>	<u>7,573</u>	<u>138,465</u>
純資産額	(千円)	<u>338,827</u>	<u>421,145</u>	<u>272,821</u>	<u>411,286</u>
総資産額	(千円)	<u>3,583,840</u>	<u>2,471,673</u>	<u>3,652,209</u>	<u>3,033,168</u>
1株当たり純資産額	(円)	<u>260.63</u>	<u>323.95</u>	<u>209.86</u>	<u>316.37</u>
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	31.00 (—)
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	<u>50.77</u>	<u>38.58</u>	<u>10.88</u>	<u>106.51</u>
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	<u>37.54</u>	—	<u>103.48</u>
自己資本比率	(%)	<u>9.4</u>	<u>17.0</u>	<u>7.4</u>	<u>13.5</u>
自己資本利益率	(%)	<u>21.5</u>	<u>12.0</u>	<u>5.2</u>	<u>40.4</u>
株価収益率	(倍)	—	<u>14.2</u>	—	<u>5.1</u>
配当性向	(%)	—	—	—	<u>29.1</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	150,559	299,910	311,670	316,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△173,299	△23,963	△86,342	△142,850
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△122,222	△872,185	561,546	△845,044
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	2,272,209	1,149,652	2,417,171	1,745,890
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	85 (1,331)	103 (1,358)	89 (1,155)	102 (1,316)

(注) 1. 第16期は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、第16期の中間連結経営指標等については記載しておりません。

2. 第17期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2023年1月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、新規上場日から第17期連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第16期及び第17期(中間)の株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

4. 第16期、第17期（中間）及び第18期（中間）の1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため、記載していません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、期中平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。
6. 第16期の連結財務諸表及び第17期（中間）の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第17期の連結財務諸表及び第18期（中間）の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
飲食事業	43 (920)
物販事業	28 (385)
卸売事業	2 (—)
その他	8 (52)
全社（共通）	22 (1)
合計	103 (1,358)

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、当中間連結会計期間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. その他として記載されている従業員数は、飲食事業、物販事業に係る工場に所属する人員です。また、全社（共通）として記載されている従業員数は、本社に所属している人員の数であります。

（2）発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
103(1,358)	39.3	6.1	4,147

セグメントの名称	従業員数（人）
飲食事業	43 (920)
物販事業	28 (385)
卸売事業	2 (—)
その他	8 (52)
全社（共通）	22 (1)
合計	103 (1,358)

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、当中間連結会計期間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. その他として記載されている従業員数は、飲食事業、物販事業に係る工場に所属する人員です。また、全社（共通）として記載されている従業員数は、本社に所属している人員の数であります。

（3）労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ移行されたことに伴い、経済活動の正常化が進み、景気回復に向かう動きが鮮明になりました。しかしながら、資源価格の高騰、円安や人手不足によるコスト増加等、国内における経済の見通しは依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けて、来店客数及び売上は順調に回復に向かっております。一方で、人手不足、原材料や光熱費の高騰等、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、コーポレートスローガンである「食を通じてあふれる感動」に基づき、「飲食事業」及び「物販事業」の店舗展開を引き続き積極的に進めるとともに、「卸売事業」の拡充を図ることにより早期の業績回復に向けて努めて参りました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<飲食事業>

飲食事業におきましては、当中間連結会計期間末の店舗数は新たに2店舗出店し、1店舗退店した結果、41店舗となりました。当中間連結会計期間においては、繁華街の店舗を中心に来店客数が増加し、営業成績は堅調に推移したことにより、飲食事業における売上高は1,719,672千円（前年同期比25.8%増）、セグメント利益は185,000千円（前年同期比81.7%増）となりました。

<物販事業>

物販事業におきましては、当中間連結会計期間末の店舗数は新たに1店舗出店した結果、53店舗となりました。当中間連結会計期間においては、既存店舗における来店客数が堅調に推移し、様々な施策を講じつつ、原価管理を適正に行ったことにより、物販事業における売上高は1,022,637千円（前年同期比5.4%増）、セグメント利益は103,164千円（前年同期比40.6%増）となりました。

<卸売事業>

卸売事業におきましては、新規取引先の開拓が苦戦したことにより、売上高は59,396千円（前年同期比81.2%減）、セグメント利益は524千円（前年同期比87.0%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高2,801,706千円（前年同期比5.6%増）、営業利益67,880千円（前中間連結会計期間は営業損失34,408千円）、経常利益71,636千円（前年同期比43.1%減）、親会社株主に帰属する中間純利益50,158千円（前年同期比24.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ596,238千円減少し、1,149,652千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動により得られた資金は、299,910千円（前年同期は150,559千円の獲得）となりました。これは主に、仕入債務の増加額158,892千円、未払金及び未払費用の増加額105,087千円、税金等調整前中間純利益69,830千円があった一方、売上債権の増加額21,576千円、未払又は未取消消費税等の増減額20,713千円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動により使用した資金は、23,963千円（前年同期は173,299千円の使用）となりました。これは主に、補助金の受取額7,500千円があった一方、有形固定資産の取得による支出32,544千円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動により使用した資金は、872,185千円（前年同期は122,222千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出826,718千円、配当金の支払額40,300千円、リース債務の返済による支出5,167千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目	第18期中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ざんぎ	192,636	112.3
つくね	63,462	156.0
くし	104,299	98.5
合計	360,399	113.3

(注) 1. 上記金額は、製品製造原価で表示しております。

2. 各品目の構成内容は、製品製造原価の区分に基づいており、「ざんぎ」は主に鶏の唐揚げ、鶏の半身揚げ等、「つくね」はつくね串、「くし」は各種焼き鳥を総称して表示しております。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第18期中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
飲食事業	1,719,672	125.8
物販事業	1,022,637	105.4
卸売事業	59,396	18.7
報告セグメント計	2,801,706	105.6
その他	—	—
合計	2,801,706	105.6

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上の主要な相手先がないため記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2023年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当 J-Adviser との契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に株式上場しております。当社では、アイザワ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年4月1日にアイザワ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競争法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難で

- ある旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- (4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合、当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたことと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- (8) 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- (10) 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- (11) 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)							従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	建設仮勘定	ソフトウェア		合計
「炭火居酒屋炎 すすきのビル店」 を含む41店	飲食事業	店舗設備	34,862	—	29,779	—	25,050	—	—	89,692	43 (920)
「美唄焼鳥・惣菜 炎 札幌東急店」 を含む53店	物販事業	店舗設備	32,793	—	12,663	—	—	—	—	45,457	28 (385)
工場 (札幌市西区)を 含む2工場	飲食事業 物販事業	工場	32,367	148,893	11,845	25,686 (4,273)	3,486	—	—	222,278	8 (52)
本社 (札幌市西区)	その他	事務所等	49,009	0	1,742	65,793 (495)	2,023	—	—	118,568	24 (1)

- (注) 1. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物及び構築物」は、建物、建物附属設備及び構築物の合計であります。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト)は、期中平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社が個別に策定していますが、計画策定に当たっては発行者を中心に調整を図っております。当中間連結会計期間末現在における重要な設備の新設等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 「美唄焼鳥・ 惣菜 炎」	北海道 札幌市 北区	物販事業	店舗設備	6,000	—	自己資金 及び借入金	2024年1月	2024年3月	(注)

(注) 店舗の完成後の増加能力については、現時点において計数的把握が困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株)(2023年9月30日)	公表日現在発行数(株)(2023年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,200,000	3,900,000	1,300,000	1,300,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,200,000	3,900,000	1,300,000	1,300,000	—	—

- (注) 1. 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の47,415株が含まれております。
2. 2023年1月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権(2022年3月29日臨時株主総会決議、2022年3月29日取締役会決議)

区分	当中間連結会計期間末現在(2023年9月30日)	公表日の前月末現在(2023年11月30日)
新株予約権の数(個)	23,500(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,500(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注2)	150(注2)
新株予約権の行使期間	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日(注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75(注4)	発行価格 150 資本組入額 75(注4)
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。(注6)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。(注5)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整さ

れるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は金150円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2024年3月30日から2032年3月29日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1. に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記3. に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から前記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

前記6. に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4. に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

前記7. に準じて決定する。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

11. 新株予約権の割当日

2022年3月29日

第4回新株予約権（2022年3月29日臨時株主総会決議、2022年3月29日取締役会決議）

区分	当中間連結会計期間末現在 (2023年9月30日)	公表日の前月末現在 (2023年11月30日)
新株予約権の数（個）	22,815（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,815（注1）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	124（注2）	124（注2）
新株予約権の行使期間	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日（注3）	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 124 資本組入額 62（注4）	発行価格 124 資本組入額 62（注4）
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。（注6）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。（注5）	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注8）	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は金124円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2024年3月30日から2032年3月29日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記 2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記 3. に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から前記 3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記 6. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 4. に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記 7. に準じて決定する。
9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
11. 新株予約権の割当日
2022 年 3 月 29 日

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年9月30日	—	1,300,000	—	13,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社STT	北海道札幌市中央区南二十一条西十三丁目2番17号	599,900	46.15
佐々木 稔之	北海道札幌市中央区	350,000	26.92
佐々木 智範	北海道札幌市中央区	350,000	26.92
合同会社Soffice	北海道札幌市中央区北二条西十丁目1番地14	100	0.01
計		1,300,000	100.00

(注) 株式会社STTは、代表取締役社長佐々木稔之、取締役副社長佐々木智範が50:50の出資比率で共同所有している資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,300,000	13,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,300,000	—	—
総株主の議決権	—	13,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。
2. 当社株式は、2023年1月26日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価について該当事項はございません。
3. 2023年4月から同年9月について売買実績はありません。

3 【役員 の 状況】

2023年6月30日付けの発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員 の 異動はありません。

第6 【経理 の 状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、特定上場有価証券上場規程特例第128条第2項の規定に基づき、発行者情報の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,745,890	1,149,652
売掛金	253,043	274,619
商品及び製品	220,321	230,089
原材料及び貯蔵品	39,263	31,996
その他	57,396	71,903
貸倒引当金	△1,500	△1,500
流動資産合計	<u>2,314,414</u>	<u>1,756,761</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 129,128	※1 149,033
機械装置及び運搬具（純額）	158,887	148,893
工具、器具及び備品（純額）	54,052	56,030
土地	※1 91,479	※1 91,479
リース資産（純額）	35,755	30,560
建設仮勘定	6,867	—
有形固定資産合計	<u>※2 476,170</u>	<u>※2 475,997</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
敷金及び保証金	172,405	172,035
繰延税金資産	<u>55,251</u>	<u>52,875</u>
その他	14,926	14,002
投資その他の資産合計	<u>242,582</u>	<u>238,913</u>
固定資産合計	<u>718,753</u>	<u>714,911</u>
資産合計	<u>3,033,168</u>	<u>2,471,673</u>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	220,561	398,676
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 256,853	※1 199,414
リース債務	11,313	11,313
未払金	203,327	280,405
未払費用	45,034	64,528
未払法人税等	21,957	17,562
賞与引当金	2,611	4,931
店舗閉鎖損失引当金	183	—
資産除去債務	534	—
その他	※3 88,468	※3 76,201
流動負債合計	950,845	1,153,033
固定負債		
長期借入金	※1 1,556,921	※1 787,642
リース債務	28,023	22,855
資産除去債務	85,091	85,996
その他	1,000	1,000
固定負債合計	1,671,036	897,493
負債合計	2,621,881	2,050,527
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,000	13,000
利益剰余金	398,286	408,145
株主資本合計	411,286	421,145
純資産合計	411,286	421,145
負債純資産合計	3,033,168	2,471,673

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	2,652,499	2,801,706
売上原価	1,190,595	1,071,765
売上総利益	1,461,903	1,729,940
販売費及び一般管理費	※1 1,496,312	※1 1,662,060
営業利益又は営業損失(△)	△34,408	67,880
営業外収益		
受取利息及び配当金	22	14
受取保険金	4,263	2,007
受取賃貸料	3,649	—
補助金収入	160,157	7,644
協賛金収入	3,129	854
その他	360	890
営業外収益合計	171,584	11,412
営業外費用		
支払利息	6,780	3,205
不動産賃貸原価	981	—
現金過不足	3,164	4,000
その他	210	450
営業外費用合計	11,136	7,656
経常利益	126,038	71,636
特別利益		
固定資産売却益	※2 32	—
投資有価証券売却益	4	—
特別利益合計	37	—
特別損失		
減損損失	※3 28,735	※3 1,806
特別損失合計	28,735	1,806
税金等調整前中間純利益	97,339	69,830
法人税、住民税及び事業税	2,088	17,296
法人税等調整額	29,245	2,375
法人税等合計	31,333	19,671
中間純利益	66,005	50,158
親会社株主に帰属する中間純利益	66,005	50,158

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	66,005	50,158
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
中間包括利益 (内訳)	66,005	50,158
親会社株主に係る中間包括利益	66,005	50,158

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	13,000	—	<u>259,821</u>	<u>272,821</u>	<u>272,821</u>
当中間期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 中間純利益			<u>66,005</u>	<u>66,005</u>	<u>66,005</u>
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	<u>66,005</u>	<u>66,005</u>	<u>66,005</u>
当中間期末残高	13,000	—	<u>325,827</u>	<u>338,827</u>	<u>338,827</u>

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	13,000	—	<u>398,286</u>	<u>411,286</u>	<u>411,286</u>
当中間期変動額					
剰余金の配当			<u>△40,300</u>	<u>△40,300</u>	<u>△40,300</u>
親会社株主に帰属する 当中間純利益			<u>50,158</u>	<u>50,158</u>	<u>50,158</u>
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	<u>9,858</u>	<u>9,858</u>	<u>9,858</u>
当中間期末残高	13,000	—	<u>408,145</u>	<u>421,145</u>	<u>421,145</u>

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	97,339	69,830
減価償却費	50,056	42,060
減損損失	28,735	1,806
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,169	2,320
受取利息及び受取配当金	△22	△14
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△3,179	△183
支払利息	6,780	3,205
売上債権の増減額 (△は増加)	19,209	△21,576
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△28,202	△2,501
仕入債務の増減額 (△は減少)	687	158,892
未払又は未収消費税等の増減額	44,736	△20,713
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△26,515	105,087
受取保険金	△4,263	△2,007
補助金収入	△160,157	△7,644
協賛金収入	△3,129	△854
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△25,966	△14,852
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	861	△1,158
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	2,191	9,124
その他	38	1,452
小計	△2,967	322,272
利息及び配当金の受取額	22	14
利息の支払額	△6,696	△2,838
保険金の受取額	4,263	2,007
補助金の受取額	160,157	144
法人税等の支払額	△4,220	△21,691
営業活動によるキャッシュ・フロー	150,559	299,910
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△176,729	△32,544
有形固定資産の売却による収入	32	—
敷金及び保証金の差入による支出	△1,206	△466
敷金及び保証金の回収による収入	4,516	1,098
資産除去債務の履行による支出	△139	—
補助金の受取額	—	7,500
その他	227	448
投資活動によるキャッシュ・フロー	△173,299	△23,963
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△116,227	△826,718
リース債務の返済による支出	△5,995	△5,167
配当金の支払額	—	△40,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△122,222	△872,185
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△144,962	△596,238
現金及び現金同等物の期首残高	2,417,171	1,745,890
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,272,209	※1 1,149,652

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
株式会社エイチビーフーズ
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
非連結子会社
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (ロ) 棚卸資産
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～39年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～10年
 - (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (ハ) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(ハ) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社における主な顧客との契約から生じる飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店又はテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理又は商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。

また、卸売事業（総額、純額）及びロイヤリティ事業の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
建物及び構築物	35,619千円	34,982千円
土地	26,388	26,388
計	62,008	61,370

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	5,328千円	5,328千円
長期借入金	17,840	15,176
計	23,168	20,504

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	774,637千円	808,128千円

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
給料及び手当	149,328千円	177,326千円
雑給	463,366	501,281
賞与引当金繰入額	395	4,786
地代家賃	203,576	214,128

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
機械装置及び運搬具	32千円	一千円
計	32	—

※3 減損損失

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北海道	店舗	建物附属設備	12,895
東京都	店舗	建物附属設備	760
青森県	店舗	建物附属設備	15,080

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物附属設備 28,735 千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北海道	店舗	建物附属設備	1,806

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物附属設備 1,806 千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,300,000	—	—	1,300,000
合計	1,300,000	—	—	1,300,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第3回ストック・オプションとしての新株予約権、第4回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間期首株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,300,000	—	—	1,300,000
合計	1,300,000	—	—	1,300,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社（親会社）	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

（注）第3回ストック・オプションとしての新株予約権、第4回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	40,300	31	2023年3月31日	2023年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	2,272,209 千円	1,149,652 千円
現金及び現金同等物	2,272,209	1,149,652

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、店舗におけるテーブルオーダー端末(工具、器具及び備品)であります。

① リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

		連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)	敷金及び保証金（※2）	173,905	173,686	△219
	資産計	173,905	173,686	△219
(2)	長期借入金（※3）	1,813,774	1,816,902	3,128
	負債計	1,813,774	1,816,902	3,128

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）敷金及び保証金には、1年内回収予定の敷金及び保証金も含めております。

（※3）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含めております。

（※4）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（千円）
非上場株式	0

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

		中間連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)	敷金及び保証金（※2）	172,035	171,528	△507
	資産計	172,035	171,528	△507
(2)	長期借入金（※3）	987,056	986,752	△303
	負債計	987,056	986,752	△303

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）敷金及び保証金には1年内回収予定の敷金及び保証金も含めております。

（※3）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含めております。

（※4）市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間（千円）
非上場株式	0

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- (2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価 (単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	173,686	—	173,686
長期借入金	—	1,816,902	—	1,816,902

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、想定した貸借契約期間に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

区分	時価 (単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	171,528	—	171,528
長期借入金	—	986,752	—	986,752

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、想定した貸借契約期間に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2023 年 3 月 31 日)

当社グループにおいては、重要性が乏しいため注記を省略しております。

当中間連結会計期間 (2023 年 9 月 30 日)

当社グループにおいては、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は 0 円であるため、費用計上はしていません。

当中間連結会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は 0 円であるため、費用計上はしていません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
期首残高	83,615 千円	85,626 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,192	863
時の経過による調整額	79	41
資産除去債務の履行による減少額	△259	△534
中間期末 (期末) 残高	85,626	85,996

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (2023 年 3 月 31 日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

当中間連結会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
飲食事業	1,366,863	1,719,672
物販事業	969,569	1,022,637
卸売事業 (総額)	311,951	44,400
卸売事業 (純額)	2,091	14,670
卸売事業 (ロイヤリティ)	2,023	326
顧客との契約から生じる収益	2,652,499	2,801,706
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	2,652,499	2,801,706

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店またはテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理または商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。

また、卸売事業 (総額、純額、ロイヤリティ) の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループの事業は、「飲食事業」「物販事業」「卸売事業」の3つの事業セグメントで構成されております。各事業は、事業を展開する経済、競争及び規制環境に特化したサービスに重点をおいた戦略が必要なため、個別に管理されております。

「飲食事業」は、北海道及び首都圏において食材と美味しさにこだわった居酒屋を中心とした飲食店の経営を行っております。

「物販事業」は、北海道、東北エリア及び首都圏において安心・安全な食材を使用したお惣菜のお持ち帰り専門店等を経営しております。

「卸売事業」は、冷凍加工食品の企画・製造・卸売販売を行っております。商品の特徴としては、大手食品メーカーと共同開発を行い、大手食品メーカーの代表的な商品にアレンジを加えたオリジナル商品を揃えております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	中間連結財務 諸表計上額
	飲食事業	物販事業	卸売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,366,863	969,569	316,066	2,652,499	—	2,652,499
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,366,863	969,569	316,066	2,652,499	—	2,652,499
セグメント利益又は損失(△)	101,810	73,361	4,064	179,236	△213,644	△34,408
セグメント資産	502,956	400,975	76,662	980,593	<u>2,603,246</u>	<u>3,583,840</u>
その他の項目						
減価償却費	23,253	21,282	—	44,535	5,521	50,056
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	83,109	88,716	—	171,825	—	171,825

(注) 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△213,644千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額2,603,246千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(3) 減価償却費の調整額5,521千円は、管理部門の資産に係る減価償却費であります。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、「飲食事業」「物販事業」「卸売事業」の3つの事業セグメントで構成されております。各事業は、事業を展開する経済、競争及び規制環境に特化したサービスに重点をおいた戦略が必要のため、個別に管理されております。

「飲食事業」は、北海道及び首都圏において食材と美味しさにこだわった居酒屋を中心とした飲食店の経営を行っております。

「物販事業」は、北海道、東北エリア及び首都圏において安心・安全な食材を使用したお惣菜のお持ち帰り専門店等を経営しております。

「卸売事業」は、冷凍加工食品の企画・製造・卸売販売を行っております。商品の特徴としては、大手食品メーカーと共同開発を行い、大手食品メーカーの代表的な商品にアレンジを加えたオリジナル商品を揃えております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	中間連結財務 諸表計上額
	飲食事業	物販事業	卸売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,719,672	1,022,637	59,396	2,801,706	—	2,801,706
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,719,672	1,022,637	59,396	2,801,706	—	2,801,706
セグメント利益又は損失(△)	185,000	103,164	524	288,690	△220,809	67,880
セグメント資産	553,021	386,676	75,551	1,015,248	<u>1,456,424</u>	<u>2,471,673</u>
その他の項目						
減価償却費	23,228	16,372	—	39,601	2,458	42,060
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	41,482	7,429	—	48,912	2,100	51,012

(注) 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△220,809千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,456,424千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(3) 減価償却費の調整額2,458千円は、管理部門の資産に係る減価償却費であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社松屋フーズ	279,367	卸売事業

当中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	飲食事業	物販事業	卸売事業	全社・消去	合計
減損損失	3,924	24,811	－	－	28,735

当中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	飲食事業	物販事業	卸売事業	全社・消去	合計
減損損失	－	1,806	－	－	1,806

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	316 円 37 銭	323 円 95 銭

前中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益 (円)	50 円 77 銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	66,005
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	66,005
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数 24,400 個、27,265 個) なお、新株予約権の概要は、「第 5 発行者の状況 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）
1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純利益（円）	38円58銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	50,158
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	50,158
普通株式の期中平均株式数（株）	1,300,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	37円54銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（千円）	—
普通株式増加数（株）	35,917
（うち新株予約権（株））	(35,917)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

（2）【その他】
該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月10日

株式会社伸和ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
札幌事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久世浩一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村章夫

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社伸和ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る訂正後の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伸和ホールディングス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

その他の事項

中間発行者情報の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、中間連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の中間連結財務諸表に対して2023年12月27日に中間監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の中間連結財務諸表に対して本中間監査報告書を提出する。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上